

不動産登記規則の一部改正（案）の概要

第1 改正の趣旨

不動産の登記名義人（所有者）が死亡した場合、所有権の移転の登記（相続登記）をすることとなるが、近時、相続登記が未了のまま放置されている不動産が増加し、これがいわゆる所有者不明土地問題や空き家問題の一因となっている旨の指摘がされている。

このため、本年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2016」、「日本再興戦略2016」及び「ニッポン一億総活躍プラン」において、政府として相続登記の促進に取り組むこととされている。

今般、法務省民事局民事第二課では、相続登記を促進するため、不動産登記規則を改正して「法定相続情報証明制度」（仮称）を新設することとする。（制度のイメージは別添参照）

第2 主な改正の内容

1 第18条関係

登記所には、法定相続情報一覧図つづり込み帳を備えるものとする（第35号）。

2 第27条の6関係

法定相続情報一覧図つづり込み帳には、後記5(1)の法定相続情報一覧図及びその保管の申出に関する書類をつづり込むものとする。

3 第28条の2関係

法定相続情報一覧図つづり込み帳の保存期間は、作成の年の翌年から5年間とする。

4 第37条の3関係

表題部所有者又は登記名義人の相続人が登記の申請をする場合において、その相続に関して後記5により交付された法定相続情報一覧図の写しを提供したときは、当該写しの提供をもって、相続があったことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えることができることとする。

る。

5 第247条関係

(1) 第1項関係

ア 法定相続情報一覧図（被相続人の氏名，生年月日，最後の住所及び死亡の年月日並びに相続開始の時における同順位相続人の氏名，生年月日及び被相続人との続柄を記載した書面をいう。）の保管及びその写しに登記官が認証文を付記したものの交付の申出（以下「保管等の申出」という。）をすることができるのは，表題部所有者，登記名義人又はその他の者について相続が開始した場合において，当該相続に起因する登記その他の手続のために必要があるときとする。

イ 保管等の申出をすることができるのは，次の者とする。

- ・ 相続人（被相続人（代襲相続がある場合には，被代襲者を含む。）の出生時からの戸籍及び除かれた戸籍の謄本又は全部事項証明書の記載により確認できる者に限る。以下同じ。）
- ・ 当該相続人の地位を相続により承継した者

ウ 保管等の申出は，被相続人の本籍地若しくは最後の住所地，申出人の住所地又は被相続人を表題部所有者若しくは所有権の登記名義人とする不動産の所在地を管轄する登記所の登記官に対してすることとする。

(2) 第2項関係

保管等の申出は，次に掲げる事項を内容とする申出書を登記所に提供してしなければならないこととする。

- ① 申出人の氏名，住所，連絡先及び被相続人との続柄
- ② 代理人（申出人の法定代理人又はその委任による代理人にあってはその親族若しくは戸籍法第10条の2第3項に掲げる者に限る。以下同じ。）によって申出をするときは，当該代理人の氏名又は名称，住所及び連絡先並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名
- ③ 利用目的
- ④ 交付を求める通数
- ⑤ 被相続人を表題部所有者又は所有権の登記名義人とする不動産があるときは，不動産の所在事項又は不動産番号
- ⑥ 申出の年月日

- ⑦ 送付の方法により法定相続情報一覧図の写しの交付及び後記(6)による書面の返却を求めるときは、その旨及び送付先の住所

(3) 第3項関係

上記(2)の申出書には、申出人又はその代理人が記名押印するとともに、次に掲げる書面を添付しなければならないこととする。

- ① 法定相続情報一覧図（上記(1)アの情報及び作成の年月日を記載し、申出人が記名するとともに、その作成をした申出人又はその代理人が署名し、又は記名押印したものに限る。）
- ② 被相続人（代襲相続がある場合には、被代襲者を含む。）の出生時からの戸籍及び除かれた戸籍の謄本又は全部事項証明書
- ③ 被相続人の最後の住所を証する書面
- ④ 相続人の戸籍の謄本又は全部事項証明書
- ⑤ 申出人が相続人の地位を相続により承継した者であるときは、これを証する書面
- ⑥ 申出書に記載されている申出人の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該申出人が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。）
- ⑦ 代理人によって保管等の申出をするときは、当該代理人の権限を証する書面

(4) 第4項関係

法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載したときは、上記(2)の申出書には、その住所を証する書面を添付しなければならないこととする。

(5) 第5項関係

登記官は、上記(3)②から④までの書面によって法定相続情報の内容を確認し、かつ、その内容と法定相続情報一覧図に記載された法定相続情報の内容とが合致していることを確認したときは、法定相続情報一覧図の写しを交付するものとする。この場合には、申出に係る登記所に保管された法定相続情報一覧図の写しである旨の認証文を付した上で、作成の年月日及び職氏名を記載し、職印を押印するものとする。

(6) 第6項関係

登記官は、法定相続情報一覧図の写しを交付するときは、上記(3)②から⑤まで及び(4)の書面を返却するものとする。

(7) 第7項関係

上記(1)から(6)まで（上記(3)①から⑤まで及び(4)を除く。）は、保管等の申出をした者がその申出に係る登記所の登記官に対し法定相続情報一覧図の写しの再交付の申出をする場合について準用することとする。

6 第248条関係

法定相続情報一覧図の写しの交付及び上記(6)による書面の返却は、申出人の申出により、送付の方法によりすることができることとし、その費用は、郵便切手又は信書便の役務に関する料金の支払のために使用することができる証票であって法務大臣が指定するもの（指定は告示してする。）を提出する方法により納付しなければならないこととする。

第3 施行期日

平成29年度早期とする予定

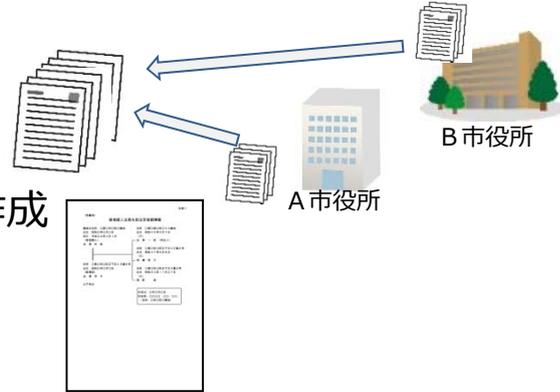
法定相続情報証明制度の手続の流れ（イメージ）

① 申出（法定相続人又は代理人）

①-1 戸除籍謄本等を収集

①-2 法定相続情報一覧図の作成
(案について、別紙1)

①-3 申出



- ✓ 提出された戸除籍謄本等に記載の情報に限る（放棄や遺産分割協議は対象外）
- ✓ （数次相続発生の場合、）一人の被相続人ごとの作成

② 確認・交付（登記所）

②-1 登記官による確認，法定相続情報一覧図の保管

②-2 認証文付き法定相続情報一覧図の写しの交付，戸除籍謄本等の返却
(案について、別紙2)

- ✓ 交付に当たり、手数料は徴収しない



- ✓ 偽造防止のため、地紋紙で交付

③ 利用

③ 各種の相続手続への利用

- ✓ 戸籍の束の代わりに各種手続において提出することが可能になる（放棄や遺産分割協議の書類は別途必要）



(記載例)

被相続人法務太郎法定相続情報

最後の住所 ○県○市○町○番地

出生 昭和○年○月○日

死亡 平成28年4月1日

(被相続人)

法 務 太 郎



住所 ○県○市○町三丁目45番6号

出生 昭和○年○月○日

(配偶者)

法 務 花 子

以下余白

住所 ○県○郡○町○34番地

出生 昭和45年6月7日

(子)

法 務 一 郎 (申出人)

住所 ○県○市○町三丁目45番6号

出生 昭和47年9月5日

(子)

相 続 促 子

住所 ○県○市○町五丁目4番8号

出生 昭和50年11月27日

(子)

登 記 進

作成日 : ○年○月○日

作成者 : ○○○士 ○○ ○○

(住所 : ○市○町○番地)

(記載例)

被相続人法務太郎法定相続情報

最後の住所 ○県○市○町○番地

出生 昭和○年○月○日

死亡 平成28年4月1日

(被相続人)

法務太郎



住所 ○県○市○町三丁目45番6号

出生 昭和○年○月○日

(配偶者)

法務花子

以下余白

住所 ○県○郡○町○34番地

出生 昭和45年6月7日

(子)

法務一郎 (申出人)

住所 ○県○市○町三丁目45番6号

出生 昭和47年9月5日

(子)

相続促子

住所 ○県○市○町五丁目4番8号

出生 昭和50年11月27日

(子)

登記進

作成日：○年○月○日

作成者：○○○士 ○○ ○○

(住所：○市○町○番地)



これは、平成○年○月○日に申出のあった当局保管に係る法定相続情報一覧図の写しである。

平成○年○月○日

○○法務局○○出張所

登記官

○○ ○○

職印

注) 本書面は、提出された戸除籍謄本等の記載に基づくものである。相続放棄

に関しては、本書面に記載されない。また、相続手続以外に利用することはできない。